

2022年 7月22日 第 12 号

JR 東労組 **Yokohama**

JR東労組横浜地本

発行人 助 川 一 実 編 集 情 宣 担 当

ホームページ

http://www.jreu-yokohama1.jp/

横地中公平・公正な過半数代表者の選出と図録し、別様第1号「社友会」への厳正な指導を求める器と

JR東労組横浜地本は、2021年度横地申第30号「桜木町営業統括センターおよび湘南・相模統括センターの過半数代表者の選出に関する緊急申し入れ」、横地申第31号「適正な過半数代表者の選出を求める緊急申し入れ」を行い、団体交渉の場で「過半数代表者の選出手続きにおいて『使用者の意向』が入っているのではないか」と指摘をしてきました。また、横地申第33号「不当労働行為およびあらゆるハラスメントの撲滅と2022年度鎌倉車両センター過半数代表者選出手続きのやり直しを求める緊急申し入れ」では、告発に基づいて鎌倉車両センターにおいて会社ぐるみで過半数代表者の選出を行っている実態を明らかにしてきました。しかし、会社は「事実誤認」「言っていない」「立候補はあくまでも本人の意志」「しっかりとした選出手続きを取って、労働者の過半数の信任を得れば問題ない」等と回答をしています。

そのような中、現在小田原・伊豆統括センターで行われている過半数代表者の選出をめぐり、新たな告発がJR東労組横浜地本にありました。その内容は、小田原地区センター所長から発足予定の統括センター内の各現場長らに送信された業務用メールにおいて、過半数代表者の選出手続きに関する業務上の内容の他、社友会幹事に「推薦文の作成」と「推薦人の選定」を指示する内容であり、同内容を小田原地区センターで行う「次回のミーティング」においても「議題とする」ことも記されています。業務用メールの送信者および受信者は、労働基準法第41条第2号に規定する「管理監督者」であって、法令に基づき行われる過半数代表者にはなれず、中立な立場でなければなりません。そのような立場の者が社友会幹事に一方の候補者に対する「推薦文の作成」と「推薦人の選定」を指示する行為は、会社が社友会を通じて過半数代表者の選出をコントロールしていると見ざるを得ませんし、明らかに公平性を欠く事象であってコンプライアンスを重んじる当社にあって、言語道断の事象と言わざるを得ません。また、会社での地位や立場を利用し、勤務時間中に会社施設や会社設備を使用し社友会活動を行っていることは厳しく指弾されなくてはなりません。

こうした事象を受けたと思われますが、小田原・伊豆統括センターにおいて行われている過半数代表者選出が投票開始2日前に「公平性に関して確認が必要」との理由で「投票延期」となり、その5日後には「関係者に確認を行ったところ、業務上のメールにて、推薦文の作成及び推薦人の選定を一部の社員に指示するものと受け止められる内容が認められたことから、会社として、関係者に指導を実施した」「この経緯を踏まえて、改めて、公平・公正に過半数代表者の選出手続きを進めることが可能と判断した」とし「投票再開」を会社掲示にて周知しました。

公平・公正かつ民主的な手続きで行われるはずの過半数代表者選出が、一方の候補者に対する「推薦文の作成」と「推薦人の選定」に公平性を欠く疑いが生じたにも関わらず、候補者の立候補を取り下げることなく会社の都合で投票を延期し、その疑いが晴れることなく事実として認められたにも関わらず、これまた会社の都合で再開することは前代未聞の暴挙です。その上現在、投票が延期されなければ出るはずのなかった新たな推薦文が掲出されていますが、このこと自体も大きな問題です。

過日開催したJR東労組横浜地本第27回定期大会でも議論となりましたが、職場の社員からは「延期自体が問題。会社が一方の候補者に肩入れしている証拠」「延期ではなく、もう一方の候補者の信任投票にすることが常識ではないか」「謝罪がない」「『正しい報告』というが会社が正しい報告をしていない。隠蔽ではないか」「公平性が確認できない」「納得感が得られない」と怒りの声が多く上がっています。

したがいまして、JR東労組横浜地本は、以下の5項目を本日7月22日に緊急申し入れを行いました!

- 1. 小田原・伊豆統括センターにおける過半数代表者選出の「投票延期」になった理由を「公平性に関して確認が必要となった」としているが、詳細を明らかにすること。
- 2. 「投票延期」となった小田原・伊豆統括センターにおける過半数代表者選出を「投票再開」した根拠を示すこと。また「投票再開」に際し行った「関係者への指導」の対象者と内容を明らかにするとともに、「改めて、公平・公正に過半数代表者の選出手続きを進めることが可能と判断した」根拠を示すこと。
- 3. 現在、小田原・伊豆統括センターで行われている過半数代表者選出を一旦中止し、今回の問題に関与していない候補者に対する信任投票を実施すること。
- 4. 会社と社友会の関係を明らかにすること。
- 5. 勤務時間中の社友会活動および会社施設や会社設備を使用した社友会活動について、見解を示すとともに関係者に厳正な指導を行うこと。



「会社の意向」の入らない假想者を「いかなる意則・不正・順歌も許さない」